

## 東京地区分会情報

2014年 2月22日 149号 発行責任者 佐藤雅巳

## 「集団的自衛権とは?何か?」

## 私が憲法だ!自衛隊が米国軍と共に参戦!

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接 攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である。これまで政 府は、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するた め必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使 することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

しかし安倍首相は2月12日の衆院予算委員会で「行使容認は、改憲でなくても解釈変更で可能だ」「最高の責任者は私だ。」と答弁した。この発言にたいしては自民党内部からも「選挙で勝てば、憲法を拡大解釈できると理解できる。その時々の政権が解釈を変更できることになる」と批判の声が出ている。まさに安倍は、立憲主義の原則を否定し「私が憲法だ」と言っているに等しい。

この集団的自衛権の相手は米国である。米国がこれまで「テロとの戦い」「大量破壊兵器」などと言いながらアフガニスタンやイラクに軍事侵攻し、石油ロビーと軍需企業の利権のための戦争をおこしてきた。こうした戦争に日本も積極的に参戦していくことになる。そして中国や北朝鮮との軍事的緊張が高まることになる。

## 全ての国民は戦争政策に協力せよ!

また、議員立法によって**国家安全保障基本法**を制定しようとする動きもある。 この法案では①「外部からの軍事的脅威に対して、国の安全を保ち、国際社会の平和 と安定をはかる。」…「国際社会」の名で**集団的自衛権での海外派兵**を想定している。 ②「国は、教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保 障上必要な配慮を払わなければならない。」…安全上必要な配慮とは、教育をはじめ として国民生活の全てを軍事的に統制する。特に運輸業は**軍事物資の輸送**などが想定 される。③国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確保に寄与し」 …**全ての国民は戦争政策に協力する**ことが義務づけられる。まさに戦前の「国家総動 員法」を思いおこさせるものだ。

3月4日 強制出向延長取消裁判 第7回口頭弁論 9時30分集合東京地裁619号法廷 「山本さんが最終意見陳述をします。」